



JSG ニュースレター

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う事業者 の営業税還付申請に係る審査原則を財政部が公表

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大により多くの事業者が経営上の苦境に立たされ、更に多くの運転資金が必要となっている状況を考慮し、台湾財政部は、仮払営業税の繰越税額が生じている事業者が、運営資金上の理由から、営業税法第 39 条第 2 項但書の規定により、事業者が管轄の税務当局へ還付申請を行うことに同意しました。かかる審査手続きを簡素化し、事業者の繰越税額還付作業を迅速に支援するため、財政部は 5 月 13 日付で「[重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）の感染拡大の影響に伴う、事業者の営業税の過納付額還付申請に係る税務当局の受理及び審査に関する原則](#)」（以下「審査原則」）を公表しています。主なポイントは、下表の通りです。

項目	審査原則の内容
適用期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 「重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）予防と感染に係る負担軽減の促進に関する特別条例」（以下「特別条例」）の施行期間（2020（民国 109）年 1 月 15 日から 2021（民国 110）年 6 月 30 日）
適用対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別条例の施行日において、営業税の税籍状況が営業中である事業者。
適用条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は以下のいずれかの状況に該当する場合、その営業税の過納付額を営業税法第 39 条第 2 項の但書規定により、管轄の税務当局に還付申請することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中央目的事業主管機関が特別条例第 9 条第 3 項にて定める「負担軽減の促進又は補償に係る弁法」に基づき、関連する救済措置を提供している場合。 ➢ その他感染拡大の影響を受け、短期間に営業収入に大幅な減少がある場合。 （例：2020（民国 109）年 1 月から始まる連続する 2 か月において、その平均営業収入額が 2019（民国 108）年 12 月以前の 6 ヶ月平均または前年同期の平均営業収入額に比べて 15%減少した場合）
還付限度額	<ul style="list-style-type: none"> ● 還付申請する営業税の過納付額の合計は新台幣ドル 30 万元までとする。
申請及び審査	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査原則に基づき営業税過納付額の還付申請を行う事業者は、上記の「適用期間」内に申請書及び関連する証明書類を管轄の税務当局に提出しなければならない。 ● 事業者が審査原則に基づき営業税過納付額の還付申請を行い、管轄の税務当局が審査手続きを行うため、財政部にて個別の許可を得る必要はない。
申請制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者が繰越税額（累計額）に相当する金額を営業税法の規定により追納税額及び過料の担保として申請している事業者は、当該部分について還付申請することはできない。

勤業衆信の見解

台湾財政部が事業者の資金需要を斟酌し、營業税法第 39 条第 2 項但書に規定する營業税繰越税額の還付申請及び審査の手続きを自主的に簡素化し、事業者が政府に預け入れている資金の迅速な回収を支援していることは、肯定的に評価できます。なお、コロナウイルス感染拡大の影響を受けた多くの事業者が、将来の不確実性に対処するため迅速な現金回収を目的とした原価割れ販売等の事態が発生し、それに伴い仮受税額（課税売上に係る税額）が十分に生じず繰越税額となる特殊な状況が発生することも想定されます。この種の特殊な状況においては、事業者は營業税法第 39 条第 2 項但書規定により個別に繰越税額の還付申請をすることが元来可能でした。従い、税務当局は、今般の審査原則に適用期間における繰越税額（累計額）の還付申請限度額が 30 万元と規定されているからといって、事業者が特殊な状況下において当該限度額を超える繰越税額に係る還付を申請することを制限すべきではありません。



Get in touch

JSG ホームページ

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。Deloitte (“DTTL”) はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド (Deloitte AP) は保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京を含む 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。本資料に依拠することにより利用者が被った損失について、Deloitte ネットワークおよび如何なる組織体も一切責任を負わないものとします。



日商組新聞稿

財政部發布「財政部各地區國稅局受理營業人 因嚴重特殊傳染性肺炎(COVID-19)疫情影響 申請退還營業稅溢付稅額審核作業原則」

考量 COVID-19 疫情使眾多營業人的營運落入困境，營業人需要更多的營運資金來因應，針對申報有營業稅留抵稅額的營業人，財政部同意營業人可依營業稅法第 39 條第 2 項但書規定向管轄國稅局申請退還，以支應營運資金需求。為簡化審理程序，儘速協助營業人退還留抵稅額，財政部於 5 月 13 日發布「財政部各地區國稅局受理營業人因嚴重特殊傳染性肺炎(COVID-19)疫情影響申請退還營業稅溢付稅額審核作業原則」，茲彙整要點如下：

項目	內容
適用期間	● 嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例(下稱紓困特別條例)施行期間(109 年 1 月 15 日至 110 年 6 月 30 日)。
適用對象	● 紓困特別條例施行日營業稅稅籍狀況為營業中之營業人。

適用條件	<ul style="list-style-type: none"> ● 營業人有下列情形之一者，得就其營業稅溢付稅額依營業稅法第 39 條第 2 項但書規定向所在地國稅局申請退還。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 經中央目的事業主管機關依紓困特別條例第九條第三項所定下列紓困振興或補償紓困辦法，提供紓困相關措施。 ➢ 其他受疫情影響，致短期間內營業收入驟減(例如自 109 年 1 月 1 日起任連續 2 個月，其平均營業額較 108 年 12 月以前六個月或前一年同期平均營業額減少達 15%)。
退稅限額	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請退還之營業稅溢付稅額累計以新臺幣 30 萬元為限。
申請及審理	<ul style="list-style-type: none"> ● 營業人依本作業原則申請退還營業稅溢付稅額者，應於第 2 點第 1 款規定期間內，檢具申請書及相關證明文件向所在地國稅局提出。 ● 營業人依本作業原則申請退還營業稅溢付稅額案件，由所在地國稅局查明辦理，毋須逐案報經財政部核准。
限制	<ul style="list-style-type: none"> ● 營業人申請以累積留抵稅額相當之金額作為依營業稅法規定補徵稅額及罰鍰之擔保者，該部分不得申請退還。

勤業眾信觀點

財政部體恤營業人之資金需求，主動簡化營業稅法第 39 條第 2 項但書規定之申請退還營業稅留抵稅額之申請及審理程序，以協助營業人儘速取回寄存於政府的資金，實值得肯定。惟受此次疫情影響，許多營業人為能迅速取得現金以因應未來的不確定性而有賠本出售等情事，致無從產生足夠的銷售稅額扣抵留抵稅額。此類特殊狀況個案營業人本就可依營業稅法第 39 條第 2 項但書規定申請專案退還留抵稅額，因此，稽徵機關不應因此次審核作業原則訂定適用期間累計退還留抵稅額以 30 萬元為限，而限縮營業人有特殊狀況個案申請退還更多的留抵稅額。



Get in touch

日商組官方網站

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)，以及其一家或多家會員所。每一個會員所均為具有獨立法律地位之法律實體。Deloitte(“DTTL”)並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

